

官報

主要目次

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正	一〇五
○輸入申告書の様式を定める省令	一〇五
○政党、協会その他の団体及びその支部の收支に関する報告書要旨	一〇六
○無線局承認	一〇九
○無線局免許	一一〇
○国家公安委員会所属秩父地区警察署無線局の呼出符号等変更	一一一
○検定に合格した無線機器	一一二
○外国為替業務を営む銀行認可	一一五
○外国為替業務を営む営業所の新設及び廃止についての許可及び届出の受理	一一五
○大学の入学に關し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定の一部改正	一二六
○農業の登録	一二七
○自作農創設特別措置法に基き買収又は使用予定地域指定	一二七
○運輸審議会の決定(通運事業経営免許取消について)	一二八
○大阪高麗橋郵便局等移転	二九
○三鴨郵便局等に電話交換業務開始	二九
○興野郵便局等の電話交換業務廃止	二九
○上山田電報電話局改称	二九
○下山田郵便局の電話交換業務廃止	二九

府 令

◎法務府令第二号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第十二号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年一月十一日

法務総裁 木村篤太郎

別表高知地方法務局の部中村支局の款弘見出張所の項中「奥内町」を「大内町」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

省 令

◎大蔵省令第一号

関税法施行規則(明治三十二年勅令第三百十九号)第三十七條の規定を實施するため、輸入申告書の様式を定める省令を次のように定める。

昭和二十七年一月十一日

大蔵大臣 池田 勇人

輸入申告書の様式を定める省令
関税法施行規則第三十七條に規定する輸入申告書の様式を次のように定める。

日本国税関 Japanese Customs Service

税関様式番号 2012 Customs Form No. 2012

*税関による配付区分 Distribution of Copies by Customs		輸 入 申 告 書 IMPORT DECLARATION		*統計計上月 Statistical Month	
税 関 申 告 者 Cust-Declarants	大蔵省 MOF	通産省 MITI	外為委 FECB	積載船名 Vessel Name	*申告種別 Class of Trade
申 告 税 関 Declared at Customs House	船 卸 港 Vessel Arrived at	積 出 地 Place of Shipment	入港年月日 On	国 籍 Flag	*国 籍 Flag
産 出 国 又 は 製 造 国 Country of Production or Manufacture	最 終 経 由 港 Last Foreign Port of Call	仕 入 地 Place of Purchase	積 出 地 Place of Shipment	国 籍 Flag	*税関略号 Customs Code
申 告 者 住 所 氏 名 Declarant	貨 主 住 所 氏 名 Ultimate Consignee	積 出 地 Place of Shipment	仕 入 地 Place of Purchase	国 籍 Flag	*申告番号 Declaration No.
検査申請場所及び種別 Examination Desired at	倉 庫 番 号 Warehouse No.	積 出 地 Place of Shipment	仕 入 地 Place of Purchase	国 籍 Flag	*産 出 国 Country of Origin
倉 庫 主 Name of Warehouse Owner	倉 庫 番 号 Warehouse No.	積 出 地 Place of Shipment	仕 入 地 Place of Purchase	国 籍 Flag	*産 出 国 Country of Origin

*欄数 Item	承認番号、米援助物資番号 品名、個数、記号及び番号 License No. American Aid Number Commodity Description Number of Packages Marks & Nos.	*品目番号 Commodity Code No.	単位 Unit of Net Quantity	数 量 Net Quantities	船積重量 (キログラム) Gross Shipping Weight (Kilograms)	申 告 価 額 Total C. I. F. Value in Yen & Dollars or Other Foreign Currency	*税 率 Tariff No. & Rate	*税 額 Duty (Yen)

毎日文庫
第三種郵便物認可

107 昭和27年1月11日 金曜日 官 報 第7501号

昭和27年1月11日 金曜日 官 報 第7501号 106

Table with multiple columns listing various organizations and their financial details, including names like '和 耕 会' and '太 民 党 本 部'.

Table with multiple columns listing various organizations and their financial details, including names like '和 耕 会' and '太 民 党 本 部'.

Table with multiple columns, likely for shipping or cargo manifest details, with empty rows.

Form for shipping manifest details, including fields for '添附書類 Attachments', '船卸年月日 Date of Unloading', and '申告者署名 Declarant's Signature'.

注意 *印のある欄は記入しないで下さい。 Note: The declarant will leave out the columns marked.*

Table with multiple columns listing various organizations and their financial details, including names like '和 耕 会' and '太 民 党 本 部'.

備考 21 文字及び面積は、緑色とする。 用紙の大きさは、縦三百二十八ミリメートル、横二百二十二ミリメートルとする。 この省令は、昭和二十七年二月一日から施行する。

告示 一 全国選挙管理委員会告示第一号 政治資金規正法第十二條及びこれを適用する第十八條の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要旨は、次の通りである。

109 昭和27年1月11日 金曜日 官報 第7501号

Table with columns for organization names (e.g., 自由党本部, 赤化防止同盟), amounts, and item categories (e.g., 通信費, 印刷費).

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十一日
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和27年1月11日 金曜日 官報 第7501号 108

Table with columns for organization names (e.g., 自由党本部, 大民党本部), amounts, item categories, and recipient names (e.g., 武藤運十郎, 三宅正一).

八 設 置 場 所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全園一円
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J P 2 B U F 三 (三) 五 M 水晶発振 リアクトランス管位相変調 五 W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時
十二 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月五日 第二二九四号
二 免許人の名称 東京都特別区公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 東京都特別区公安委員会所属の実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1. 警察法第四十一條に規定する事務に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年十二月四日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 東京都特別区内及びその周辺
常置場所 東京都千代田区 東経一三九度四五分
北緯三五度四〇分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J P 2 B U F 三 (三) 五 M 水晶発振 リアクトランス管位相変調 五 W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時
十二 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月五日 第二二九四号
二 免許人の名称 東京都特別区公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 東京都特別区公安委員会所属の実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1. 警察法第四十一條に規定する事務に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年十二月四日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 東京都特別区内及びその周辺
常置場所 東京都千代田区 東経一三九度四五分
北緯三五度四〇分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J P 2 B U F 三 (三) 五 M 水晶発振 リアクトランス管位相変調 五 W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時
十二 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J P F 2 3 (注) A A 一、一九八 M
A A 一、二四〇 M
A A 一、二四〇 M
水晶発振 五〇 W
十 空中線の型式及び構成 逆L型、単線
十一 運用許容時間 応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十九日 第六二四五号
二 免許人の名称 日本放送協会
三 無線局の種別 実験局
四 無線局の目的 湯田と龍本、鹿兒島及び宮崎間の電波伝ばん試験を行う。
五 通信の相手方 日本放送協会所属龍本中央放送局、同清水放送所、鹿兒島放送局及び宮崎放送局に設けた受信設備
六 通信事項 実験に必要な事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年一月十八日
八 設置場所 水俣市大字湯田字村東一〇四番地 北緯三三度二六分
東経一三三度〇七分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J O 7 A C F 三 六 一 九 M 水晶発振 位相変調 四〇 W
十 空中線の型式及び構成 八木
十一 運用許容時間 常時
十二 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十七日 第二二二六号
二 免許人の名称 中部日本放送株式会社
三 無線局の種別 実用化試験局(基地局)
四 無線局の目的 放送事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 中部日本放送株式会社所属の愛知県、三重県、岐阜県及び静岡県を移動範囲とする実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 放送番組の中継、ニュース取材及びその他の連絡に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年十二月二十六日
八 設置場所 名古屋市中区新栄町四丁目一五番地 東経一三六度五五分
北緯三五度一〇分

八 設 置 場 所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全園一円
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J P 2 B U F 三 (三) 五 M 水晶発振 リアクトランス管位相変調 五 W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時
十二 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月五日 第二二九四号
二 免許人の名称 東京都特別区公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 東京都特別区公安委員会所属の実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1. 警察法第四十一條に規定する事務に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年十二月四日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 東京都特別区内及びその周辺
常置場所 東京都千代田区 東経一三九度四五分
北緯三五度四〇分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J P 2 B U F 三 (三) 五 M 水晶発振 リアクトランス管位相変調 五 W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時
十二 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月五日 第二二九四号
二 免許人の名称 東京都特別区公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 東京都特別区公安委員会所属の実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1. 警察法第四十一條に規定する事務に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年十二月四日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 東京都特別区内及びその周辺
常置場所 東京都千代田区 東経一三九度四五分
北緯三五度四〇分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J P 2 B U F 三 (三) 五 M 水晶発振 リアクトランス管位相変調 五 W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時
十二 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J P 2 B V F 三 (三) 五 M 水晶発振 リアクトランス管位相変調 五 W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時
十二 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月五日 第二二九三号
二 免許人の名称 東京都特別区公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(基地局)
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 東京都特別区公安委員会所属の実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1. 警察法第四十一條に規定する事務に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年十二月四日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 東京都特別区内及びその周辺
常置場所 東京都千代田区 東経一三九度四五分
北緯三五度四〇分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J P 2 B V F 三 (三) 五 M 水晶発振 リアクトランス管位相変調 五 W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時
十二 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月五日 第二二九四号
二 免許人の名称 東京都特別区公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 東京都特別区公安委員会所属の実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1. 警察法第四十一條に規定する事務に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 免許の有効期限 昭和二十七年十二月四日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 東京都特別区内及びその周辺
常置場所 東京都千代田区 東経一三九度四五分
北緯三五度四〇分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J P 2 B U F 三 (三) 五 M 水晶発振 リアクトランス管位相変調 五 W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時
十二 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

昭和27.1.11. 第7501号

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 J O 3 A A F 三 一四九.八九Mc 水晶発振 ベクトル合成 五〇W
 十 空中線の型式及び構成 スリップ
 十一 運用許容時間 常時

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
 昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 昭和二十七年一月十一日 第二二二七号

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十七日
 二 免許人の名称 中部日本放送株式会社
 三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
 四 無線局の目的 放送事業に使用するため、陸上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 中部日本放送株式会社所属の実用化試験局(基地局)
 六 通信の相手方 放送番組の中継、取材ニュース、その他の連絡に関する事項
 七 免許の有効期限 昭和二十七年十二月二十六日
 八 設置場所 移動範囲 愛知県、岐阜県、静岡県、三重県
 当置場所 名古屋市中区新栄 東経一三六度五分
 北緯三三度一分
 町四丁目一五番地 東経一三五度一分
 北緯三三度一分

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 J O 3 A B F 三 一五一.六五Mc 水晶発振 ベクトル合成 五〇W
 十 空中線の型式及び構成 スリップ
 十一 運用許容時間 常時

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
 昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 昭和二十七年一月十一日 第二二二八号

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十七日
 二 免許人の名称 中部日本放送株式会社
 三 無線局の種別 陸上移動局
 四 無線局の目的 放送事業に使用するため、陸上移動業務を行う。
 五 通信の相手方 中部日本放送株式会社所属の実用化試験局(基地局)
 六 通信の相手方 放送番組の中継、取材ニュース、その他の連絡に関する事項
 七 免許の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
 八 設置場所 移動範囲 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県
 常置場所 名古屋市中区新栄 東経一三六度五分
 北緯三三度一分
 町四丁目一五番地 東経一三五度一分
 北緯三三度一分

電波監理委員会告示第三十九号
 國家公安委員会所屬福岡管区本都無線局の通信の相手方、呼出符号、周波数、空中線電力及び運用許容時間は、昭和二十六年九月二十日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第四十号
 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
 昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 昭和二十七年一月十一日 第七七三六号

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十日
 二 承認を受けた者 海上保安庁
 三 無線局の種別 海上保安局
 四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、固定業務を行う。
 五 通信の相手方 海上保安庁所屬の塩釜及び銚子の各固定局
 六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 八 設置場所 山形県西村山郡大井町 東経一四〇度五分
 北緯三三度一分
 村大字中村八五三の二 北緯三三度一分
 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 おういさわ A 三二.六九五kc 水晶発振 終段陽極変調 五W
 十 空中線の型式及び構成 逆L型
 十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第四十三号
 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
 昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 昭和二十七年一月十一日 第七七四二号

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十日
 二 承認を受けた者 國家公安委員会
 三 無線局の種別 固定局
 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 五 通信の相手方 國家公安委員会所屬の寒河江固定局
 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 八 設置場所 山形県西村山郡大井町 東経一四〇度五分
 北緯三三度一分
 村大字中村八五三の二 北緯三三度一分
 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 おういさわ A 三二.六九五kc 水晶発振 終段陽極変調 五W
 十 空中線の型式及び構成 逆L型
 十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第四十四号
 國家公安委員会鳥取本部無線局の変調方式は、昭和二十六年十月十日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 昭和二十七年一月十一日 第四一〇六号

一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日
 二 承認を受けた者 國家公安委員会
 三 無線局の種別 固定局
 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 五 通信の相手方 國家公安委員会所屬の広島、岡山、山口、島根の各固定局及び応急用の各固定局
 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 八 設置場所 鳥取市東町九九番地 東経一三四度一分
 北緯三五度三分
 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 J J Q C C I 2120 三.六七〇kc 水晶発振 吸収管式 一〇〇W
 J J Q C C I 2220 三.三三〇kc 水晶発振 吸収管式 一〇〇W
 J J Q C C I 2220 三.三三〇kc 水晶発振 吸収管式 一〇〇W
 J J Q C C I 2220 三.三三〇kc 水晶発振 吸収管式 一〇〇W
 (注一) 周波数の使用は、夜間に限る。
 (注二) 周波数の使用は、晝間に限る。
 (注三) 周波数の使用は、大分、宮崎、鹿児島、熊本、長崎及び佐賀と通信を行う場合に限る。
 (注四) 周波数の使用は、應急の通信を行う場合に限る。

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 J N V I 5 A 三 一四四.〇〇kc 水晶発振 終段陽極変調 二五W
 十 空中線の型式及び構成 傾斜型
 十一 運用許容時間 常時

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
 昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 昭和二十七年一月十一日 第七七三七号

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日
 二 承認を受けた者 海上保安庁
 三 無線局の種別 海上保安局
 四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、固定業務を行う。
 五 通信の相手方 海上保安庁所屬の塩釜及び銚子の各固定局
 六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 八 設置場所 福島県石城郡小名浜町柴町六番地 東経一四〇度五分
 北緯三五度五分
 J N V I 35 A 一三.六五kc 水晶発振 五〇W
 十 空中線の型式及び構成 Y型
 十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第四十二号
 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
 昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 昭和二十七年一月十一日 第七七四〇号

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十七日
 二 承認を受けた者 國家公安委員会
 三 無線局の種別 固定局
 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 五 通信の相手方 國家公安委員会所屬の大井沢固定局
 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 八 設置場所 山形県西村山郡寒河江町甲一七 東経一四〇度一分
 北緯三三度二分
 さがえ A 三二.六九五kc 水晶発振 終段陽極変調 五W
 十 空中線の型式及び構成 逆L型
 十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第四十三号
 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
 昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 昭和二十七年一月十一日 第七七四二号

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十日
 二 承認を受けた者 國家公安委員会
 三 無線局の種別 固定局
 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 五 通信の相手方 國家公安委員会所屬の寒河江固定局
 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 八 設置場所 山形県西村山郡大井町 東経一四〇度五分
 北緯三三度一分
 村大字中村八五三の二 北緯三三度一分
 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 おういさわ A 三二.六九五kc 水晶発振 終段陽極変調 五W
 十 空中線の型式及び構成 逆L型
 十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第四十四号
 國家公安委員会鳥取本部無線局の変調方式は、昭和二十六年十月十日変更した。
 変更後の現状は、次の通りである。
 昭和二十七年一月十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
 昭和二十七年一月十一日 第四一〇六号

一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日
 二 承認を受けた者 國家公安委員会
 三 無線局の種別 固定局
 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
 五 通信の相手方 國家公安委員会所屬の広島、岡山、山口、島根の各固定局及び応急用の各固定局
 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運管管理及び特に急を要する行政管理に關する事項
 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
 八 設置場所 鳥取市東町九九番地 東経一三四度一分
 北緯三五度三分
 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
 J J Q C C I 2120 三.六七〇kc 水晶発振 吸収管式 一〇〇W
 J J Q C C I 2220 三.三三〇kc 水晶発振 吸収管式 一〇〇W
 J J Q C C I 2220 三.三三〇kc 水晶発振 吸収管式 一〇〇W
 J J Q C C I 2220 三.三三〇kc 水晶発振 吸収管式 一〇〇W
 (注一) 周波数の使用は、夜間に限る。
 (注二) 周波数の使用は、晝間に限る。
 (注三) 周波数の使用は、大分、宮崎、鹿児島、熊本、長崎及び佐賀と通信を行う場合に限る。
 (注四) 周波数の使用は、應急の通信を行う場合に限る。

117 昭和27年1月11日 金曜日

官報

第7501号

昭和27年1月11日 金曜日

官報

第7501号 116

<p>四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。</p> <p>等級 割増金 当せんの数</p> <p>特等 一〇,〇〇〇円 一本</p> <p>一等 二,〇〇〇円 三本</p> <p>二等 一,〇〇〇円 五本</p> <p>三等 五〇〇円 十本</p> <p>四等 二〇〇円 二十本</p> <p>五等 一〇〇円 四十本</p> <p>計 一九,一六七円 二〇,〇〇〇本</p> <p>五 抽せん期日 昭和二十七年三月二日</p> <p>六 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>七 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>八 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>九 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一〇 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一一 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一二 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一三 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一四 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一五 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一六 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一七 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一八 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一九 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>二〇 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p>	<p>四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。</p> <p>等級 割増金 当せんの数</p> <p>特等 一〇,〇〇〇円 一本</p> <p>一等 二,〇〇〇円 三本</p> <p>二等 一,〇〇〇円 五本</p> <p>三等 五〇〇円 十本</p> <p>四等 二〇〇円 二十本</p> <p>五等 一〇〇円 四十本</p> <p>計 一九,一六七円 二〇,〇〇〇本</p> <p>五 抽せん期日 昭和二十七年三月二日</p> <p>六 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>七 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>八 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>九 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一〇 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一一 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一二 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一三 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一四 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一五 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一六 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一七 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一八 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一九 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>二〇 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p>	<p>各組につき次のとおりとする。</p> <p>等級 割増金 当せんの数</p> <p>特等 一〇,〇〇〇円 一本</p> <p>一等 二,〇〇〇円 三本</p> <p>二等 一,〇〇〇円 五本</p> <p>三等 五〇〇円 十本</p> <p>四等 二〇〇円 二十本</p> <p>五等 一〇〇円 四十本</p> <p>計 一九,一六七円 二〇,〇〇〇本</p> <p>五 抽せん期日 昭和二十七年三月二日</p> <p>六 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>七 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>八 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>九 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一〇 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一一 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一二 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一三 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一四 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一五 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一六 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一七 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一八 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一九 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>二〇 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p>	<p>三 取扱の時期 昭和二十七年一月十一日から同年二月十日まで</p> <p>四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。</p> <p>等級 割増金 当せんの数</p> <p>特等 一〇,〇〇〇円 一本</p> <p>一等 二,〇〇〇円 三本</p> <p>二等 一,〇〇〇円 五本</p> <p>三等 五〇〇円 十本</p> <p>四等 二〇〇円 二十本</p> <p>五等 一〇〇円 四十本</p> <p>計 一九,一六七円 二〇,〇〇〇本</p> <p>五 抽せん期日 昭和二十七年三月二日</p> <p>六 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>七 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>八 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>九 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一〇 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一一 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一二 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一三 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一四 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一五 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一六 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一七 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一八 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>一九 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p> <p>二〇 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日</p>
--	--	---	---

第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)によりこれらの免許状を有するものとみなされた者(旧教員免許令(明治二十三年勅令第百三十四号)に基づく旧実業学校教員検定に関する規程(大正十一年文部省令第四号)による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く)。

十三 削除

●農林省告示第九号
農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二條の規定により、昭和二十六年十月十二日付をもって左記農薬を登録し、登録票を交付した。
昭和二十七年一月十一日

登録番号 農薬の種類及び名称
一三二二 石灰硫黄合剤
一三二三 フマキラー印石灰硫黄合剤
一三二四 石灰硫黄合剤
一三二五 T.E.P.P.
一三二六 T.E.P.P.
一三二七 T.E.P.P.
一三二八 B.H.C.粉剤三
一三二九 B.H.C.粉剤三
一三三〇 エマルヒット
一三三一 硫酸亜鉛
一三三二 H/出鶴硫酸亜鉛
一三三三 液体ソニダ合剤
一三三四 山陽ニユーロビ

●農林省告示第十号
自作農制設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三十條の二の規定に基づき、買収又は使用予定地域を次のように指定した。
昭和二十七年一月十一日

農林大臣 広川 弘禪

北海道 当該地域の名称 所在及び区域 指定年月日 期間 摘要

一三二二 石灰硫黄合剤 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

一三二三 フマキラー印石灰硫黄合剤 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

一三二四 石灰硫黄合剤 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

一三二五 T.E.P.P. 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

一三二六 T.E.P.P. 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

一三二七 T.E.P.P. 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

一三二八 B.H.C.粉剤三 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

一三二九 B.H.C.粉剤三 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

一三三〇 エマルヒット 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

一三三一 硫酸亜鉛 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

一三三二 H/出鶴硫酸亜鉛 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

一三三三 液体ソニダ合剤 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

一三三四 山陽ニユーロビ 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

●農林省告示第十一号
農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二條の規定により、昭和二十六年十月十五日付をもって左記農薬を登録し、登録票を交付した。
昭和二十七年一月十一日

登録番号 農薬の種類及び名称
一三三二 W.A.R.F.殺虫剤
一三三三 DENPON「EPN」殺虫剤
一三三四 DENPON「EPN」殺虫剤
一三三五 DENPON「EPN」殺虫剤

●農林省告示第十二号
農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二條の規定により、昭和二十六年十一月十二日付をもって左記農薬を登録し、登録票を交付した。
昭和二十七年一月十一日

登録番号 農薬の種類及び名称
一三三六 有機水銀粉剤
一三三七 有機水銀粉剤
一三三八 有機水銀粉剤
一三三九 有機水銀粉剤
一三四〇 有機水銀粉剤

●農林省告示第十三号
農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二條の規定により、昭和二十六年十一月十五日付をもって左記農薬を登録し、登録票を交付した。
昭和二十七年一月十一日

登録番号 農薬の種類及び名称
一三四一 有機水銀粉剤
一三四二 有機水銀粉剤
一三四三 有機水銀粉剤
一三四四 有機水銀粉剤
一三四五 有機水銀粉剤
一三四六 有機水銀粉剤

農林大臣 広川 弘禪

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則(昭和二十四年運輸省令第七十五号)第十条の規定によつて、これを告示する。
昭和二十七年一月十一日
運輸大臣 村上 義一

運輸審議会第二号
運輸審議会に於て次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則(昭和二十四年運輸省令第七十五号)第十条の規定によつて、これを告示する。
昭和二十七年一月十一日
運輸大臣 村上 義一

運輸審議会に於て次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則(昭和二十四年運輸省令第七十五号)第十条の規定によつて、これを告示する。
昭和二十七年一月十一日
運輸大臣 村上 義一

運輸審議会に於て次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則(昭和二十四年運輸省令第七十五号)第十条の規定によつて、これを告示する。
昭和二十七年一月十一日
運輸大臣 村上 義一

運輸審議会に於て次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則(昭和二十四年運輸省令第七十五号)第十条の規定によつて、これを告示する。
昭和二十七年一月十一日
運輸大臣 村上 義一

止し需要供給のバランスを失わぬよう、及又免許業者には法律により幾多の義務を課してあり、公共の福祉を促進し得るようになっているのである。従つて免許業者は、その義務を履行し得るようになつて、運輸の利用を拒絶し得ず、名義を他人に利用させざるを得ず、又事業の譲渡及び譲受、相続等についても運輸大臣の認可を要し、事業の休止及び休止については運輸大臣の許可を必要としないのである。一、かかるに鶴見善四郎は、「事実」の項において述べたように事実上において運輸事業を譲渡し、休止しながら、小運送業法又は運輸業法に規定する主務大臣又は運輸大臣の認可又は許可を受けないで、運輸業法施行規則第四項の規定に違反して、免許業者として不適当であると認めらる。

北治一及び横内猛は、「事実」の項において述べたように事実上において運輸事業を休止しながら、小運送業法又は運輸業法に規定する主務大臣又は運輸大臣の認可又は許可を受けないで、運輸業法施行規則第四項の規定に違反して、免許業者として不適当であると認めらる。

電氣通信省告示第七号
電氣通信省告示第七号
電氣通信省告示第七号
電氣通信省告示第七号

電氣通信省告示第九号
電氣通信省告示第九号
電氣通信省告示第九号
電氣通信省告示第九号

電氣通信省告示第十号
電氣通信省告示第十号
電氣通信省告示第十号
電氣通信省告示第十号

電氣通信省告示第十一号
電氣通信省告示第十一号
電氣通信省告示第十一号
電氣通信省告示第十一号

121 昭和27年1月11日 金曜日 官 報 第7501号

Table of legal notices and court orders, including sections for '取手区検察庁' (Tsuetsuki District Prosecutors Office) and '山形地方検察庁' (Yamagata District Prosecutors Office), listing various cases and their details.

昭和27年1月11日 金曜日 官 報 第7501号 120

Table of legal notices and court orders, including sections for '農林省' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries), '法務府公告' (Ministry of Justice Announcement), and '山形地方検察庁' (Yamagata District Prosecutors Office), listing various cases and their details.

123 昭和27年1月11日 金曜日 官報 第7501号

昭和27年1月11日 金曜日 官報 第7501号 122

Table of names and numbers for昭27.1.11. Includes entries like 同押第一〇二八五号(同) and 同押第一〇二八六号(同).

Table of names and numbers for昭27.1.11. Includes entries like 同押第五九三四号(同) and 同押第五九三三号(同).

125 昭和27年1月11日 金曜日

官 報

第7501号

昭和27年1月11日 金曜日

官 報

第7501号 124

記号番号 〇三一四七八号から〇三
一四八七号まで
一株の金額 五十円(二十五円拂込)
十株券 五枚
記号番号 〇三一四七八号から〇三
一四八七号まで
一株の金額 五十円(二十五円拂込)
十株券 五枚

記号番号 D三八四六五号、D二八
〇八八号、D三六一八七号、D二
二四八号、E七八九九号、E七
二四号
一株の金額 五十円(全額拂込)
十株券 五枚

九七号から一〇七三〇一号まで
一株の金額 五十円(全額拂込)
十株券 五枚

〇 告示催告
昭和二十六年(乙)第七二二号
奈良県南葛城郡上村五三〇七

出及提出がない場合には其の無効を宣
言することができる
昭和二十六年十一月三十日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康

〇 同押第二三二五号(同)
〇 同押第二三二六号(同)
〇 同押第二三二七号(同)

〇 在外会社の在外店舗所有
〇 記名証券一覽表の承認
旧日本占領地域に本店を有する会社

〇 同押第二三二八号(同)
〇 同押第二三二九号(同)
〇 同押第二三三〇号(同)

〇 同押第二三三一〇号(同)
〇 同押第二三三一一号(同)
〇 同押第二三三一二号(同)

〇 同押第二三三一三号(同)
〇 同押第二三三一四号(同)
〇 同押第二三三一五号(同)

